⑵　政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合には、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

⑶　政策統括官（防災担当）は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合など、大規模な火山災害の発生により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

５．自然災害対策の各編の主な修正の内容は、以下のとおり。

⑴　政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」を中心とする期間や各種の防災関連行事等を通じ、国民に対し、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」が必要であるため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、自主防災思想の普及、徹底を図る。

⑵　政策統括官（防災担当）は、耐震補強、家具等の転倒防止対策等家庭において実施できる予防・安全対策や災害時にとるべき行動について、テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット、ホームページ等を通じて、国民に普及、啓発を行う。

⑶　政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民運動の推進の基本的な枠組みを構築するものとする。

⑷　政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行うものとする。

⑸　政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

⑹　政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすく公表する。

⑺　政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

公　告

諸　事　項

工場財団

横浜市鶴見区大黒町13番46号**太平洋製糖株式会社**の工場財団に横浜市鶴見区大黒町13番46号太平洋製糖株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月７日

横浜地方法務局神奈川出張所

富山県射水市中央町17番１号**射水ケーブルネットワーク株式会社**の工場財団に富山県射水市立町11番40号射水ケーブルネットワーク株式会社新湊工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月７日

富山地方法務局射水出張所

公示送達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
東京都豊島区池袋２丁目47番５号	ソフィアインターナショナル株式会社	特願2000―72307	拒絶理由通知書
福岡県北九州市八幡西区夕原町８－２	株式会社理研	特願2000―236697	却下理由通知
東京都世田谷区松原６丁目36番17号	山下　寿也	特願2002―134319	拒絶査定の謄本
愛知県稲沢市高御堂５丁目160番地の２　緑マンションＡ棟101号	宮崎　國廣	特願2002―225411	拒絶理由通知書
東京都墨田区八広４丁目30番４号　カサブランカ701	高田　一宏	ＰＣＴ／ＪＰ2005／14507	出願却下の処分
石川県金沢市泉野出町２－１－１　虎本ビル105	吉村　文容	商願2006―32189	〃
徳島県徳島市南新町１－８　メゾン平土202号室	中西　　圭	商願2006―65387	拒絶査定の謄本
北海道札幌市豊平区美園７条１丁目３番１号　ファミール豊平公園Ⅱ　1205号	萬谷　泰久	商願2006―93303	手続却下の処分
宮崎県日南市吾田東６丁目５―10	須志田広二	商願2007―103653	出願却下の処分
北海道札幌市北区新琴似11条１丁目３－１	株式会社エクセレントジャパン	商願2008―27751	手続却下の処分
大阪市東住吉区鷹合１―15―10―502	ウエスタンエンジニアリング株式会社	商願2008―39644	補正指令書
兵庫県神戸市中央区神若通５丁目３番26号	株式会社日本厚生科学研究所	不服2008―28533	手続補正指令書
〃	〃	不服2008―28533	〃
神奈川県横浜市南区高根町３丁目17	株式会社浅岡	取消2009―300612	審判請求書副本
東京都千代田区鍛冶町２丁目３番３号	株式会社国土環境開発研究所	取消2009―300422	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成21年８月７日

特許庁長官

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第２６７号

岩手県盛岡市玉山区下田字生出818番地

申立人　遠洞　久子

本籍岩手県盛岡市玉山区下田字生出45番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成20年４月15日、出生の場所岩手県岩手郡玉山村、出生年月日昭和30年４月３日、職業無職

被相続人　亡　畠山　信夫

岩手県盛岡市中野１丁目20番32号

相続財産管理人　弁護士　中村　俊彦

盛岡家庭裁判所